

七年八月八日に衆議院が解散されたことによる総選挙で、選挙すべき議員の数は、小選挙区選挙で三百人、比例代表選挙で百八十人、合計四百八十人でした。

また、衆議院議員総選挙としては初めて期日前投票が適用になりました。

選挙当日の有権者数は一億三百七万人で、前回の総選挙に比べ七十六万人増加し、過去最高となっております。

次に、投票の状況について申し上げます。

九月十一日の投票日は、一部の地域を除き、全国的に曇り又は小雨の天気でした。

投票率は、小選挙区選挙で六七・五一％、比例代表選挙で六七・四六％、これは前回に比べ、いずれも七・六五ポイント上昇し、平成五年の総選挙以降では過去最高となっております。

次に、立候補の状況について申し上げます。

小選挙区選挙については、候補者数は九百八十九人で、競争率は三・三〇倍でした。

比例代表選挙については、名簿を届け出た政党は十一選挙区で八政党、その届出名簿に登録された候補者数は七百七十八人で、競争率は四・三二倍でした。なお、このうち、小選挙区選挙に届出がなされた重複立候補者は六百三十六人でした。

この結果、小選挙区選挙及び比例代表選挙の合計の候補者数は千三百三十一人で、前回の千五百五十九人に比べ二十八人の減少となりました。

次に、当選人の状況について申し上げます。

党派別に申し上げますと、自由民主党は小選挙区選挙で二百九十九人、比例代表選挙で七十七人、合計二百九十六人、民主党は小選挙区選挙で五十二人、比例代表選挙で六十一人、合計百一十三人、公明党は小選挙区選挙で八人、比例代表選挙で二十三人、合計三十一人、日本共産党は比例代表選挙で九人、社会民主党は小選挙区選挙で一人、比例代表選挙で六人、合計七人、国民新党は小選挙区選挙で二人、比例代表選挙で二人、合計四人、新党日本は比例代表選挙で一人、新党大地は比例代表選挙で一人、無所属は小選挙区選挙で十八

人となっております。

なお、女性の当選人は四十三人で、前回に比べ九人増加し、過去最高となっております。

次に、党派別の得票率の状況について申し上げます。

小選挙区選挙では、自由民主党四七・七七％、民主党三六・四四％、公明党一・四四％、日本共産党七・二五％、社会民主党一・四六％、国民新党〇・六四％、新党日本〇・二〇％、新党大地〇・〇二％、その他、無所属を含め四・七六％でした。

また、比例代表選挙では、自由民主党三八・一八％、民主党三二・〇二％、公明党一三・二五％、日本共産党七・二五％、社会民主党五・四九％、国民新党一・七四％、新党日本二・四二％、新党大地〇・六四％となっております。

最後に、最高裁判所裁判官の国民審査の状況について申し上げます。

今回の国民審査は、前回の国民審査以降に任命された六人の裁判官について行われたものです。

国民審査の結果は、罷免を可とする投票が有効投票の八・〇二％ないし七・六三％で、罷免を可としない投票の数より少なく、したがって審査に付された全裁判官が国民の信任を受けました。

以上をもちまして、今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果の報告を終わります。

○委員長(泉信也君) 縄田警察庁刑事局長。

○政府参考人(縄田修君) 平成十七年九月十一日に行われた第四十四回衆議院議員総選挙における違反行為の取締り状況について御報告いたします。

選挙期日後九十日の平成十七年十二月十日現在で集計しました数字は、お手元に資料としてお配りしてあります表に示したとおりでございます。

検査状況は、総数で二百五十八件、五百七十九人となっております。前回の総選挙における同時期の五百六十二件、七百九十人と比べますと、件数で三百四件、人員で二百一十一人減少しております。

また、罪種別に申しますと、買収百四十六件、四百三十二人、自由妨害三十四件、三十二人、戸別訪問十四件、二十九人、文書違反十八件、四十三人、投票干渉十九件、二十人、その他二十七件、三十三人となっております。買収が検査事件のうち件数で五六・六％、人員で七二・九％を占め、最も多くなっております。

次に、警告状況を申し上げますと、総数が二千八百七十九件でございます。前回の三千二百五十六件と比べ、三百七十七件減少しております。

なお、警告事案のほとんどは文書関係についてのものでありまして、総件数の九六・四％を占めております。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(泉信也君) 以上で報告の聴取は終わりました。

総務大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(泉信也君) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(参第一号)の両案を一括して議題といたします。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)について、発議者阿部正俊君から趣旨説明を聴取いたします。阿部正俊君。

○委員以外の議員(阿部正俊君) 参議院の阿部正俊でございます。

ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党と公明党を代表いたしまして、提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

参議院選挙区選出議員の定数につきましては、平成六年及び平成十二年にいわゆる逆転現象の解消を図るなどの改正が行われたところでございまして、その後におきましても選挙区間の不均衡が拡大する傾向が見られまして、平成十七年国勢調査の速報値によれば、選挙区間における議員一人

当たり人口の較差は最大で一对五・一八となっております。

また、参議院選挙区選出議員の定数配分規定に関する平成十六年一月十四日の最高裁判所判決におきましては、平成十三年の通常選挙当時における定数配分規定は合憲とされたものの、多数意見を構成した一部の裁判官から、補足意見といたしまして、仮に次回選挙においてもなお無為のうちに漫然と現在の状況が維持されたままであつたならば、違憲判断の余地は十分に存在するとの指摘がなされております。

参議院といたしましては、これらのことを真摯に受け止めて、定数較差の是正に取り組むべく、平成十六年七月の通常選挙前には、各会派代表者懇談会の下に参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会を設置して、また、当該通常選挙後には、参議院改革協議会におきまして、選挙制度に関する専門委員会を設けるなどいたしました。選挙区選出議員の定数較差問題について検討を重ねてまいりました。専門委員会の報告書では、複数の是正案が併記された上で、この法律案と内容のいわゆる四増四減案が有力な意見であるとされたところでありましたが、これを受けた参議院改革協議会では、平成十九年の次期通常選挙に向けて定数較差の是正を行うことではおおむね一致したものの、成案を得るには至りませんでした。

以上のような状況を受けまして、与党といたしまして、参議院については二院制採用の趣旨から全国単位と都道府県単位の選挙制度が取られてきたこと、参議院が民意を安定的に国会に反映させる機能を担っていることなどを踏まえまして、現行選挙制度の基本的な枠組みを維持することを前提に、これまでの改正との整合性、参議院を取り巻く社会的政治的諸状況の変化への対応の必要等も考慮に入れつつ、平成十九年の次期通常選挙に向けて、当面の是正策として、この法律案を取りまとめ、提出した次第でございます。

以下、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

げます。

参議院選挙区選出議員の各選挙区の定数の配分につきまして、東京都選挙区の議員定数を八人から十人に、千葉県選挙区の議員定数を四人から六人にそれぞれ増員する一方、栃木県選挙区及び群馬県選挙区の議員定数を四人から二人にそれぞれ減員することとしたしております。

これによりまして、選挙区選出議員の選挙区間における議員一人当たり人口の較差は、平成十七年国勢調査の速報値において、最大で一对四・八四に縮小することになります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用することとしたしております。

以上がこの法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(泉信也君) 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第一一〇号)について、発議者小川敏夫君から趣旨説明を聴取いたします。小川敏夫君。

○委員以外の議員(小川敏夫君) ただいま議題となりました民主党・新緑風会提出の公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

参議院選挙区選出議員の定数につきましては、大都市集中による人口の過疎過密化の進行等により選挙区間の不均衡が拡大する傾向が見られ、平成十七年国勢調査の速報値によれば、参議院選挙区選出議員の選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は、最大で一对五・一八に至っております。

また、参議院選挙区選出議員の定数配分規定に関する平成十六年一月十四日の最高裁判所判決に

おきましては、平成十三年の通常選挙当時における定数配分規定は合憲とされたものの、多数意見を構成した一部の裁判官から、補正意見として、憲法上直接の保障がある投票価値の平等を重視すべきだとした上で、仮に次回選挙においても無為のうちに漫然と現在の状況が維持されたままであったならば、違憲判断がなされるべき余地は十分に存在するとの指摘がなされております。

参議院としては、これらのことを重く受け止め、定数較差の是正に取り組むべく、平成十六年七月の通常選挙前には、各党派代表者懇談会の下に参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会を設置し、また、当該通常選挙後には、参議院改革協議会において、選挙制度に関する専門委員会を設けるなどして、選挙区選出議員の定数較差問題について検討を重ねてまいりました。

その過程において、民主党は、現在の定数較差問題が、他の選挙区と比較して相当に人口の少ない選挙区が存在し、当該選挙区に対しても一定の定数を配分する仕組みを取っていることなどに起因するものであること、そのような下で選挙区の定数の増減を行うだけでは較差の是正には限界があることなどを指摘し、憲法の要請である投票価値の平等を重視する立場から、独自の較差是正案を提案してまいりました。

しかし、そこでは、各党がそれぞれの立場からは正案を提案する中で、残念ながら、我が党が主張する方向で調整がなされるには至りませんでした。

民主党案は、このようなことにかんがみ、選挙区選出議員の定数較差問題についてより踏み込んだ解決を図るため、最も人口の少ない選挙区と隣接する適当な選挙区とを合わせて一つの選挙区とすることとし、これにより投票価値の平等の要請にこたえようとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

参議院選挙区選出議員の選挙につきまして、鳥取県の区域と島根県の区域を合わせた選挙区を設け、当該選挙区の議員定数を二人とするにと

に、東京都選挙区の議員定数を八人から十人に増員することとしております。

これにより、選挙区選出議員の選挙区間における議員一人当たり人口の較差は、平成十七年国勢調査の速報値において、最大で一对三・八〇に縮小することになります。

このほか、参議院選挙区選出議員の選挙でその区域が二以上の都道府県の区域にわたる選挙区において行われるものに関する事務は、中央選挙管理会が管理し、当該選挙においては、選挙長のほか、当該都道府県ごとに選挙分会長を置くなど、当該選挙に関する特例について規定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(泉信也君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(阿部正俊君外四名発議)

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(北澤俊美君外四名発議)

別表第三中 「栃木県 四人」を「栃木県 四人」を「群馬県 四人」を「群馬県 四人」を「千葉県 四人」を「千葉県 四人」を「東京都 八人」を「東京都 八人」に改める。

六人 二人に改める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分) 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日以前までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百七十条の三の次に次の一条を加える。

(参議院選挙区選出議員の選挙で二以上の都道府県の区域にわたる選挙区において行われるものに関する特例)

第二百七十条の四 参議院(選挙区選出議員の選挙でその区域が二以上の都道府県の区域にわたる選挙区において行われるものに関する事務は、中央選挙管理会が管理する。

2 前項の選挙においては、第七十五条第一項の選挙長を置くほか、当該都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 第一項の選挙についてのこの法律の規定の適用については、第六十六条第三項中「選挙長衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長」とあるのは「選挙分会長」と、第七十五条第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)とあるのは「中央選挙管理会」と、第八十条第一項中「選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を除く。又は選挙分会長)とあるのは「選挙分会長」と、「選挙会又は選挙分会」とあるのは「選挙分会」と、第四百二十二条第一項第二号中「当該都道府県とあるのは「当該選挙区」と、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」とあるのは「中央選挙管理会」と、第六十八条第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」とあるのは「中央選挙管理会」と、第二百四条及び第二百八条第一項中「衆議院小選挙区選出議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては中央選挙管理会」とあるのは「中央選挙管理会」と、第二百七条中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の所在地を管轄する高等裁判所(衆議院比例代表選出議員の選挙については第二百四条又は第二百八条第一項の規定による訴訟にあつては東京高等裁判所、第二百十条又は第二百十一条の規定による訴訟にあつては当該公職の候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であつたものに係る当該衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所、参議院比例代表選出議員の選挙については東京高等裁判所)とあるのは「東京高等裁判所」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

別表第三中「東京都 八人」を「東京都 十人」に、
鳥取県 二人 を「鳥取県及び島根県 二人」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(適用区分)
2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。
(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の次に次の一条を加える。
(参議院選挙区選出議員の選挙で二以上の都道府県の区域にわたる選挙区において行われるものに関するこの法律の規定の適用)
第二十一条の二 参議院選挙区選出議員の選挙でその区域が二以上の都道府県の区域にわたる選挙区において行われるものについてのこの法律の規定の適用に関する特例及び技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。